

含有禁止予定物質

	法規制	対象部品	禁止物質名(和名)	禁止物質名(英名)	CAS番号	制限用途 (管理対象用途)	閾値(ppm)	除外用途 (適用除外)	使用期限
1	POPs条約	すべての物質、混合物、成形品	中鎖塩素化パラフィン (MCCP : 炭素数14から17までのものであって、塩素含有量45重量%以上のものに限る。)	Chlorinated paraffins with carbon chain lengths in the range C14-17 and chlorination levels at or exceeding 45 per cent chlorine by weight	-	すべての部品、材料	0 *法規制の制定状況次第で変更される可能性あり	未定 *法規制の制定状況次第で変更される可能性あり	2026年12月31日予定 *法規制の制定状況次第で変更される可能性あり
2	POPs条約	すべての物質、混合物、成形品	長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及びLC-PFCA関連物質 ※炭素数：9～21	Long-chain perfluorocarboxylic acids, their salts and related compounds *C9-21	-	すべての部品、材料	0 *法規制の制定状況次第で変更される可能性あり	未定 *法規制の制定状況次第で変更される可能性あり	2026年12月31日予定 *法規制の制定状況次第で変更される可能性あり